公益財団法人日本障害者スキー連盟通報制度運用規程

第1条(通報窓口)

当連盟の役職員・会員は、自己の属する部門であるか否かを問わず、当連盟内において倫理(公序良俗)、法令、規則違反(以下コンプライアンス違反といいます)が発生し、また発生のおそれがあることを知った場合、委員会に報告するか、コンプライアンス・ホットラインへの通報を行う義務を負っています。自己の所属する部門でコンプライアンス違反の問題が生じた場合には、通常の報告ラインを通じての委員長への事態報告によって処理を行うことを原則としますが、これら通常の報告ルートでは迅速または効果的な対応が困難であると判断される場合には、本コンプライアンス・ホットラインを活用して、通報を行うことができます。(下記通報用書式のひな型を用意、必要事項を記入の上、通報窓口まで電子メールにて送信)

ホットラインの窓口は、当連盟の法務倫理委員会の中に設置を行い、ホットライン窓口専用のメールアドレス hotline@jps-ski.com を当連盟ホームページに公開する。

第2条 (通報後の対応)

ホットラインに通報のあった事案を、法務倫理委員会の委員長・副委員長・委員で共有し、 事案の重要性を判断の上必要に応じて調査委員会を設置し、通報者を通じた事案内容の事 実確認と調査を実施します。調査を行った上で、事案の重大性により調査委員会より理事会 に報告し、事案の収拾・問題の解決・再発の防止を講じ、理事会における決議を経て、関係 者に対しては厳正な処分を行います。通報者へは、通報を受けたホットライン窓口よりフィードバックを行います。

第3条(通報者の保護)

ホットラインに通報を行った当事者のプライバシーの保護は最大限保証され、開示に関する当事者の承諾が得られない限り、法務倫理員会のメンバーおよび必要最小限の理事の中で情報は秘密裏に保持されます。また、通報者への報復行為や不利益になる取扱いは禁止され、違反した場合には処分の対象となります。

第4条(改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

付則 この規程は、令和5年5月26日から施行する。